

平成 2 5 年度 活動状況報告書

平成 2 6 年 5 月

大津の子どもをいじめから守る委員会

はじめに

大津の子どもをいじめから守る委員会（以下「守る委員会」といいます）は、平成25年4月に設置されました。守る委員会は、同年2月に制定された、大津市子どものいじめの防止に関する条例第14条を根拠に設置されたものです。この条例は、平成23年10月に発生した、いじめを受けた中学生の自殺という痛ましい事件を受けて、二度とこのような不幸な事件を起こさせないということから、市議会議員の発案で制定されたと聞いています。

この報告書は、そのような経緯から設けられた守る委員会及び直接いじめの事案に対して相談等を行ったいじめ対策推進室の1年間の取り組みを記載したものです。基本的には、上記条例及び条例の施行規則に基づいて、いじめ事案に取り組んできたものですが、1年目ということもあり、全く手探りの状態の中での活動でした。ただ、守る委員会の委員及びいじめ対策推進室のスタッフ全員の活動方針としては、できる限りいじめを受けた子どもの意志を尊重し、寄り添うということに心掛けようということでした。そのような活動方針から、一つのいじめ事案に相談調査専門員が長期間関わりを持ち、いじめを受けた子どもがもう大丈夫だというときまで親身になって相談を継続しました。このような活動は、決して数字では表せないものであり、この報告書を読まれる方には是非ともご理解頂きたいと思います。

大人の社会でもいじめを根絶することは困難であり、まだまだ未熟な子どもたちにおいてはより一層困難なことだと思います。守る委員会及びいじめ対策推進室は、いじめを根絶することを理想としながらも、実際いじめを受けて苦しんでいる子どもが、心の傷を癒したうえで、いじめを克服し、再び元気になって生活していくことができるよう、全力をもって取り組んでいきたいと思っています。

平成26年5月

大津の子どもをいじめから守る委員会
委員長 池谷 博行

目 次

I 大津の子どもをいじめから守る委員会の設置経緯等

1 設置の経緯	1
2 役割	1
3 組織等	3

II 相談対応等の実績

1 相談の件数等	7
2 相談の内容	1 3
3 相談調査専門員『おおつつこ相談チーム』の広報・啓発活動	1 5

III 会議の開催状況その他の活動実績

1 大津の子どもをいじめから守る委員会の会議の開催状況	1 7
2 委員による学校等の訪問活動	1 8
3 関係者と委員との意見交換等	1 8
4 委員による講演、報告等	2 2

IV 大津の子どもをいじめから守る委員会の活動を通じて

1 荒川委員	2 4
2 池谷委員	2 6
3 桜井委員	2 9
4 西林委員	3 1
5 松浦委員	3 3

参考 資料編

1 条例及び規則	3 5
2 委員名簿	4 2

I 大津の子どもをいじめから守る委員会の設置経緯等

1 設置の経緯

本市では、平成23年10月に、いじめを受けた市立中学校の男子生徒が自ら命を絶つという悲しく痛ましい事件が起こりました。

その後、当該事件に係るいじめの事実関係を調査し、及び自殺の原因、学校の対応等についての考察等を行うため、大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会（以下この項において「第三者調査委員会」といいます。）が設置されました。

第三者調査委員会から、学校又は教育委員会による調査には公正性や中立性に疑義が生じるとともに、救済を求めた子どもを徹底して守り、サポートするシステムが不可欠であるとの指摘が調査報告書においてなされたように、本市においては、当該事件の教訓を踏まえ、既存の取組の枠を超えた包括的ないじめ対策のシステムづくりが急がれることとなりました。

そのような状況のもと、大津市議会において議員提案により大津市子どものいじめの防止に関する条例（平成25年条例第1号。以下「条例」といいます。）が制定され、平成25年4月1日から施行されることとなりました。

この条例において、いじめの防止に係る基本理念、いじめの防止に関する施策の基本となる事項等に加え、相談等を受けたいじめについて必要な調査、調整等を行うため、外部の委員で構成する大津の子どもをいじめから守る委員会（以下「守る委員会」といいます。）を設置することが定められました。

この条例は、理念にとどまらず、市において取り組む具体的な施策を定めるなど実効性を伴う内容となっていますが、なかでも、外部委員で構成される守る委員会を、教育委員会ではなく市長が設置するとしたことに意義があり、第三者調査委員会が示唆したとおり、学校を含む教育委員会とは別に、市長の附属機関である守る委員会が本市におけるいじめ対策のシステムの中核を担うこととなりました。

2 役 割

守る委員会の役割については、条例において次のように定められています。

(大津の子どもをいじめから守る委員会)

第14条 市は、相談等を受けたいじめ(いじめの疑いを認めた場合として相談等をされたものを含む。以下この条において同じ。)について、必要な調査、調整等を行うため、市長の附属機関として、大津の子どもをいじめから守る委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じるほか、相談等のあったいじめについて、その事実確認及び解決を図るために必要な調査、審査又は関係者との調整(以下「調査等」という。)を行うものとする。

3 委員会は、必要に応じて市長に対し、再発防止及びいじめ問題の解決を図るための方策の提言等を行うことができる。

4 委員会は、特に必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

5 委員会は、市長の諮問に加えて、教育委員会からの協議に応じることができる。

(是正の要請)

第16条 市長は、委員会からの調査等の結果の報告を受け、当該報告を踏まえて必要があると認めるときは、関係者(調査等の結果により、いじめを行ったと認められる子どもを除く。)に対して是正の要請を行うことができる。

2 市長は、是正の要請をしたときは、その後の経過の確認を行い、その結果を委員会に報告するものとする。

3 是正の要請を受けた者は、これを尊重し、必要な措置を執るよう努めるものとする。

4 是正の要請を受けた者は、当該是正の要請に係る対応状況を市長に報告するよう努めるものとする。

5 前2項において、当該是正の要請を受けた者が、国又は滋賀県の所管に属する場合は、この限りでない。

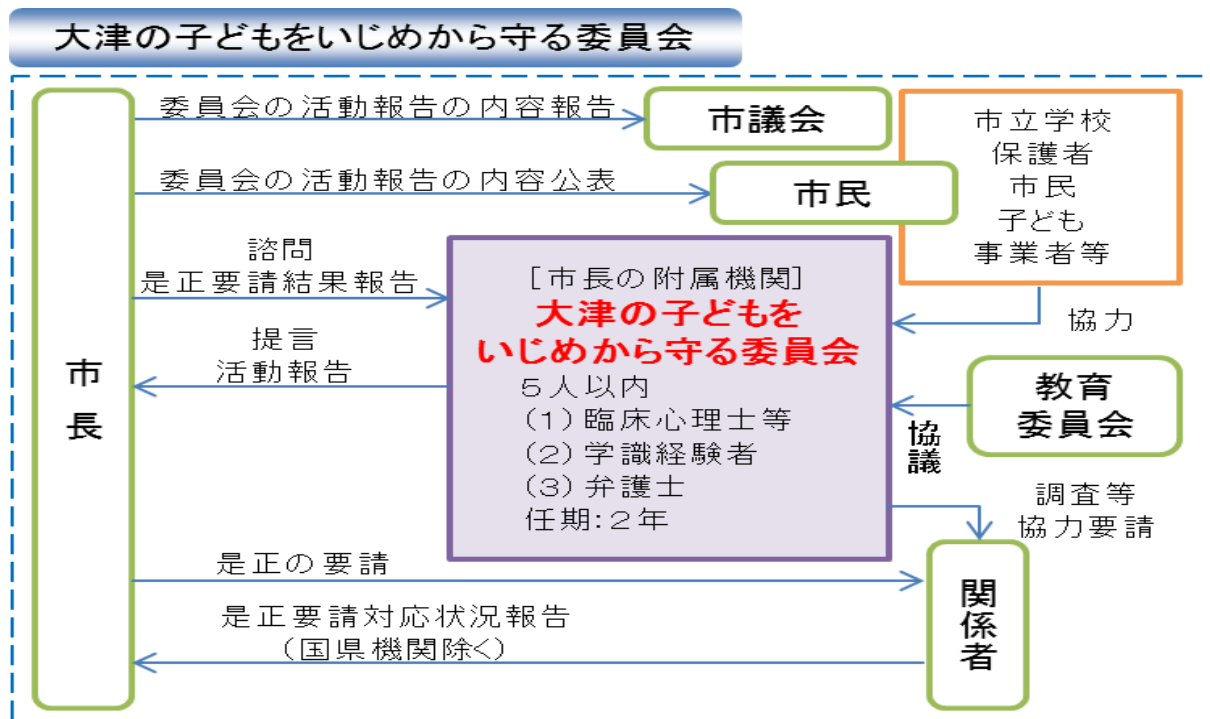
守る委員会には、市長の附属機関としてその諮問に応じるほか、相談等のあったいじめに係る調査等の実施に加え、市長に対する方策の提言等を行う権限が付与されました。このように、守る委員会は、相談等のあったいじめの解決やいじめの防止対策に資するよう、条例の定める範囲で自主的な活動を行う合議体として位置づけられました。

守る委員会には、市長部局に相談等のあったいじめに限らず、学校を含む教育委員会に相談等のあったいじめについても教育委員会から事案報告を受けることから、守る委員会は、いじめに関し本市の各窓口に寄せられた情報を一元的に管理・検証する役割を担っているといえます。

また、守る委員会が調査等の結果の報告を行った場合には、市長は、必要があると認めるときは、関係者に対して是正の要請を行うことができます。例えば、相談等のあったいじめについて守る委員会が調査等した結果、当該いじめへの対応や現行の取組・体制に不備があるような場合には、市長にその旨を報告した上、市長から、当該不備を是正するよう関係者に求めることとなります。

守る委員会は、本市のいじめ対策の取組においてこのような役割を担っており、本市におけるいじめの抑止・防止のためのセーフティネットの要として機能することが求められているといえます。

守る委員会と市長その他の執行機関等の関係は、次のとおりとなります。



3 組織等

守る委員会の組織等及び会議については、条例及び大津市子どものいじめの防止に関する条例施行規則（平成25年規則・教育委員会規則第1号。以下「規則」といいます。）において次のように定められています。

条 例

（委員会の組織等）

第15条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 臨床心理士等子どもの発達及び心理等についての専門的知識を有する者
- (2) 学識経験を有する者
- (3) 弁護士

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるほか、委員会の組織等に関して必要な事項は、規則で定める。

規 則

(委員会の組織)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

(委員会の会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員（委員長を含む。以下同じ。）の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。

4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 会議は、非公開とする。ただし、大津市情報公開条例（平成14年条例第14号）第7条各号に掲げる情報が含まれない事項について審議する場合において、委員長が認めたときは、会議を公開することができる。

守る委員会は、①臨床心理士等子どもの発達及び心理等についての専門的知識を有する者、②学識経験を有する者、③弁護士の5人以内の委員で組織される常設の合議体です。相談等のあったいじめに関し、心理学や教育学等からのアプローチに加え、法的な観点も含めて多角的に検証することができるよう構成されています。

平成25年度の委員の構成は、次のとおりです。（委員の要件を①～③で表示）

氏 名	所属団体・役職等	備 考
③荒川 葉子	滋賀弁護士会	
③池谷 博行	大阪弁護士会	委員長
②桜井 智恵子	大阪大谷大学教授	
①西林 幸三郎	大阪芸術大学教授（臨床心理士）	
②松浦 善満	和歌山大学教授	副委員長

※所属団体・役職等は、平成25年度時点のものです。

委員の任期は、平成25年4月1日から2年間です。5人の委員のうち、平成26年3月31日をもって退任となった松浦委員を除く4人の委員が任期2年目を迎えています。（松浦委員の任期の残任期間を務める新任の委員が平成26年4月1日に就任しています。）

守る委員会は、委員長（会務を総理し、委員会を代表します。）及び副委員長を委員の互選により定めることとされており、平成25年度にあつては、弁護士である池谷委員が委員長を、学識経験者である松浦委員が副委員長をそれぞれ1年間務めました。

守る委員会の会議は、審議の性質上、非公開とされていますが、本市の情報公開の制度において非公開事由に該当しない事項についての審議で、委員長が認めた場合に限り、例外的に公開することができることとされています。

守る委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となります。会議は、委員5人の過半数である3人以上の出席をもって定足数を満たします。また、議事にあつては、出席した委員の過半数で決することとされています。

また、守る委員会は、委員及び事務局のほか、必要があると認めるときは会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができることとされています。

次に、守る委員会の庶務を担当するいじめ対策推進室、いじめに関する相談等への対応及びその調査等に関する事務を処理する相談調査専門員等については、規則において次のように定められています。

規 則

(組織体制)

第2条 市民部文化・青少年課いじめ対策推進室（以下「いじめ対策推進室」という。）は、教育委員会事務局学校安全推進室（以下「学校安全推進室」という。）との連携の下、条例に基づく本市のいじめの防止に係る総合的な調整、いじめに関する情報の一元管理等を担うものとする。

2 条例第11条に規定するいじめ（いじめの疑いを認めた場合を含む。以下同じ。）に関する相談等（以下「相談等」という。）への対応及び相談等のあつたいじめに関する調査、審査又は関係者との調整（以下「調査等」という。）に関する事務を処理させるため、いじめ対策推進室に相談調査専門員を置く。

3 相談調査専門員は、前項に規定する事務に関し専門的な知識又は経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

4 相談調査専門員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

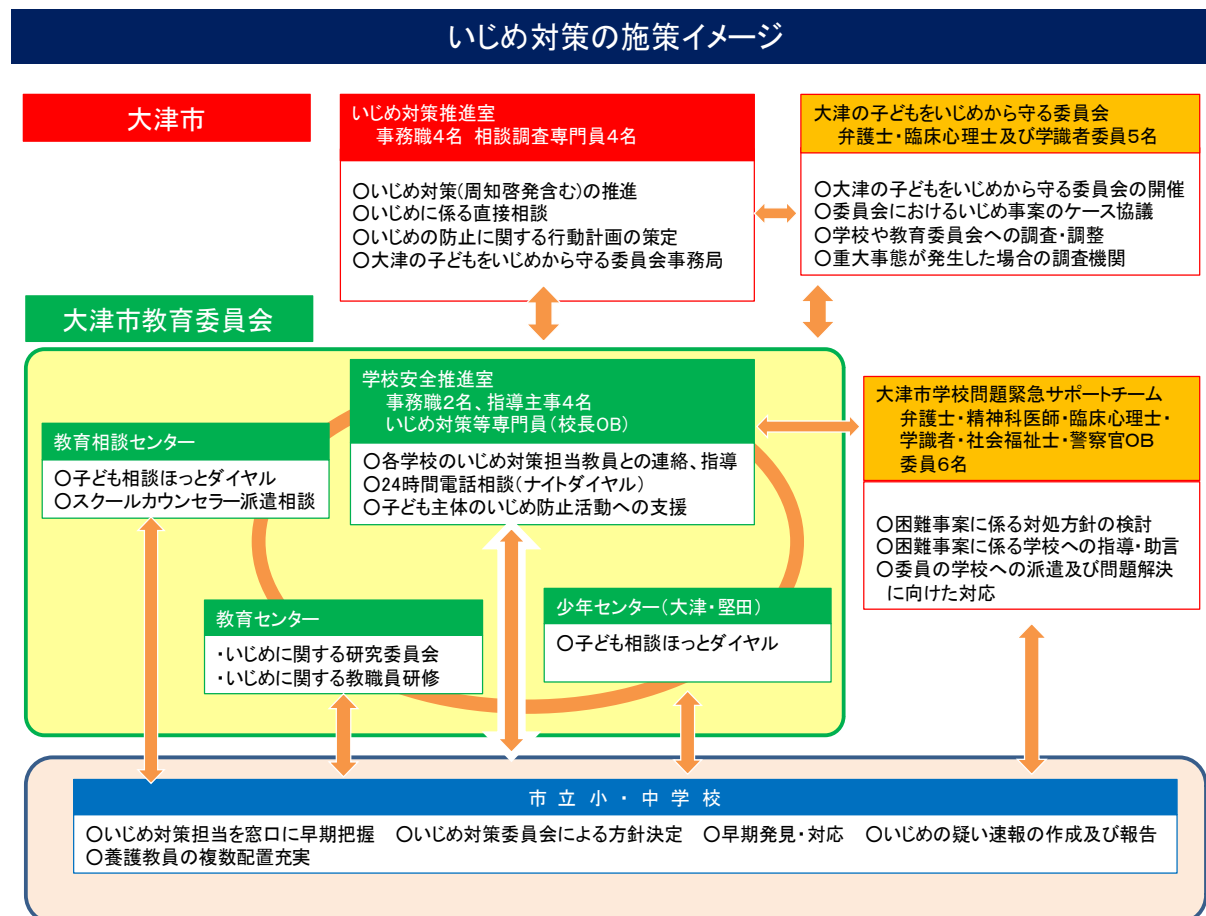
なかでも、いじめに関する相談等への対応と、相談等のあつたいじめに関する調査等に関する事務を担当する職員として、弁護士、臨床心理士等で構成される相談調査専門員がいじめ対策推進室に専属で配置されています。

相談調査専門員は、学校安全推進室を通じて学校からのいじめ事案に関する速報を受理

するとともに、子どもや保護者等からの直接相談に応じており、守る委員会で審議するいじめ事案のケース担当者としてその任に当たっています。

守る委員会は、相談調査専門員に助言等を行うなかで、相談調査専門員による子どもや家庭に対する円滑な助言・支援、解決に向けた調整等に取り組んでいます。

平成25年度における守る委員会を含む大津市のいじめ対策に関わる各組織の概要及び活動の仕組みは、次のとおりです。



Ⅱ 相談対応等の実績

1 相談の件数等

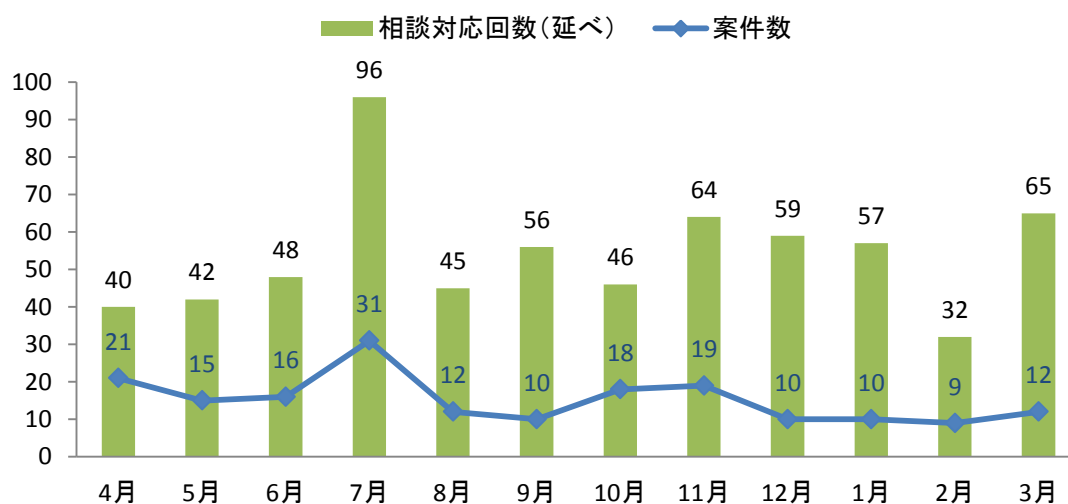
183案件・延べ650回の相談・対応

平成25年4月から、いじめ対策推進室では、『おおつつこほっとダイヤル』といういじめ専用電話を設け、子どもや保護者、市民等から直接いじめに関する相談を受け始めました。大津市内に在住もしくは在学している18歳未満の子どもが対象です。子どもの人権や心理、発達等の専門的な観点から、相談調査専門員が相談を受けています。相談は電話のほか、来室による面談、専門員が自宅や市民センター等を訪問して行う面談があります。

平成25年度に受け付けた相談は183案件で、延べ650回の相談対応をしました¹。月別の相談受付状況は図1のとおりです。啓発月間のあった6月の次の7月に最も相談が増えました。この相談活動のなかには、相談者の意向をふまえて、学校・関係機関等と調整したケース、いじめ以外の相談だったため他機関につないだケースも含まれています。案件数に比べて、相談対応の延べ回数が多くなっているのは、子どもや保護者への継続的な支援が必要なケースが多かったことを示しています。

相談調査専門員が受けた相談については、必要に応じて、守る委員会に報告するとともに、守る委員会において協議を行っています。委員会からの助言を受けて、相談調査専門員が当事者の子どもや保護者への支援にあたります。また、委員自らも学校等と問題解決に向けた協議を行いました。

図1 相談受付状況



¹ 1人の子どものについて初回から終結までの相談を1案件とします。例えば、Aさんのケースで、Aさん本人から3回話を聴き、Aさんの保護者から2回話を聴き、学校と2回話をした場合の相談対応回数は、延べ7回と数えます。

初回相談者の内訳

表1は、全183案件について、誰が最初に相談をしてきたかを示すものです。

初回の相談者で最も多いのは親で84件、子どもからは計19件となっています。また、学校・関係機関等の職員及び市民等からの相談²が計69件となっています。

子どもの割合が少ないので、子どもからの直接の相談が増えるように、より一層子どもへの広報・啓発活動の充実が必要です。

表1 初回相談者経路(件)

経路別 相談内容別	子ども				保護者等		学校・ 関係機関等		市民等	計
	小学生 低学年	小学生 高学年	中学生	中卒の 高校生 子ども	親	親以外 の 親族	教職員	行政職員		
いじめ	2	5	3	3	61	7	14	12	8	115
いじめ以外	0	1	4	1	23	4	4	14	17	68
計	2	6	7	4	84	11	18	26	25	183

相談対応の内訳（延べ650回）

相談対応延べ650回の内訳は、表2のとおりです。保護者等が302回（46.5%）で最も多く、次いで教職員・行政職員が203回（31.2%）、子どもが112回（17.2%）、市民等が33件で5.1%でした。

表2 相談対応の内訳

	子ども	保護者等	関係学校・ 機関等	市民等	計
回数	112	302	203	33	650
%	17.2%	46.5%	31.2%	5.1%	100.0%

² 条例第4条第2項では「市は、子どもをいじめから守るため、関係機関等と緊密な連携を図らなければならない」、条例第11条では「何人も、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、市に相談、通報又は情報の提供をすることができる」と規定されました。

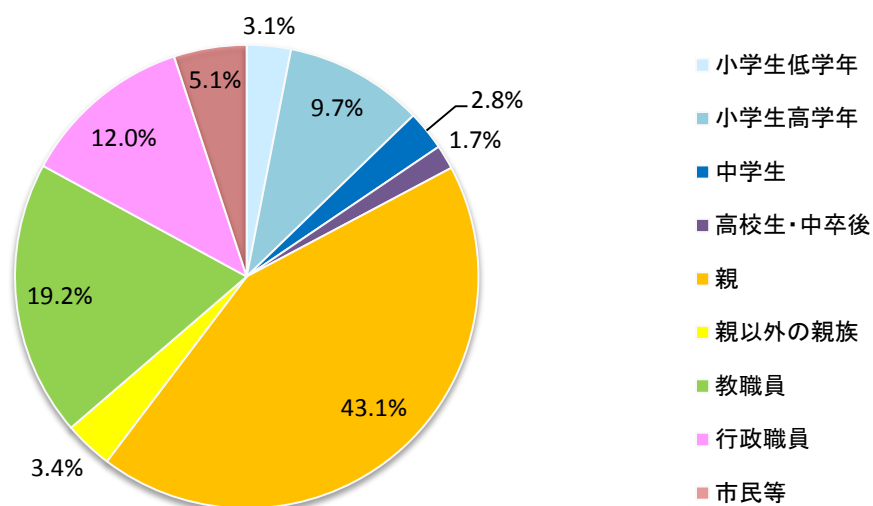
さらに、相談対応の内訳を細かく見ていくと、図2のようになります。

教職員の相談対応³は19.2%ありました。いじめ対策推進室が設置されて1年目ですが、学校現場と連携して子どもの支援に取り組んでいることが数値としてあらわれています。

また、行政職員の相談対応は12.0%でした。これは、子どもに関係する部署の職員との連携（通報や情報提供を含む）の数を示しています。

平成25年度の相談活動において、関係部署の職員からの相談を入口に、相談事案の当事者に該当する子ども（以下この項及び次項において「当該子ども」といいます。）やその保護者につながり、当該子どもを支援することができたケースもありました。いじめを受けて困っているのではないかと思われる子どもについて、各関係機関から情報がいじめ対策推進室に寄せられることで、早い段階において当該子どもへの支援を展開することができました。

図2 相談対応の内訳(詳細)



³ 教職員の相談対応とは、子どもや保護者から寄せられた相談について、相談者の意向を受けて、相談調査専門員が学校に出向くなどして、問題の解決に向けて関係者で行う調整が含まれます。

直接関わることができた当該子どもは、45人

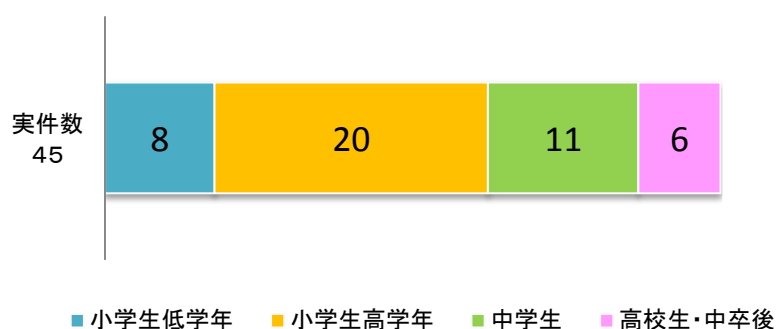
表3のとおり、全183案件のうち、当該子どもと直接関わることができたのは、45人です。

表3 当該子どもとの直接の関わり

	あり	なし	計
実件数	45	138	183

また、45人の内訳は、図3のとおりです。多い順に、小学生高学年で20人、次に中学生11人、小学生低学年8人となっています。

図3 当該子どもの内訳(人)



相談調査専門員は、初回相談が保護者等の場合でも、できるだけ当該子どもと出会い、子どもから直接話を聴き、子どもの気持ちを尊重しながら支援を行っています。

相談は一回で終わることは少なく、子どもが本当に安心でき、元気を回復するまでに時間をかけています。

全体からすると、当該子どもから話を聴けるケースは少ないですが、子どもから話をしっかり聴くことができたケースでは、子ども自身が納得し、子ども中心の問題解決を図ることができました。当該子どもとつながり、子どもからダイレクトに意見を聴くことで、子どもが本当に求めている支援が何なのかを深く理解することができます。

ときとして、それは大人の考える解決の方法と異なる場合があります。子どもの意見を尊重して聴いていくと、そこから問題解決の糸口が見つかります。

もし、子ども不在で大人側の対処が先走った場合、子どもは大人への不信感を抱き、子どもから話を聴くことが困難になります。子どもとの信頼関係がなければ、子どもを支援することはできません。子どもが主体的にいじめ問題を解決していくためにも、できるだけ子ども本人の意見を聴く機会を保障していく必要があります。

相談の方法－積極的に地域に出向く

延べ650回の相談対応のうち、電話が332回（51.1%）、来室による面談が144回（22.2%）、家庭等への訪問による面談が計160回（24.6%）でした（表4参照）。

本市の地理的な特徴もあり、市役所まで足を運ぶのに困難を伴う相談者も少なくありません。そのような場合は、地域の市民センターや学校、児童館等の公共施設において相談を行いました。また、学校や関係機関と調整をするために、現地に出向いています。

相談調査専門員の相談活動のスタンスとして、電話や来室を待つだけではなく、当事者とつながり直接話を聴かせてもらうために、積極的に地域に出向いています。

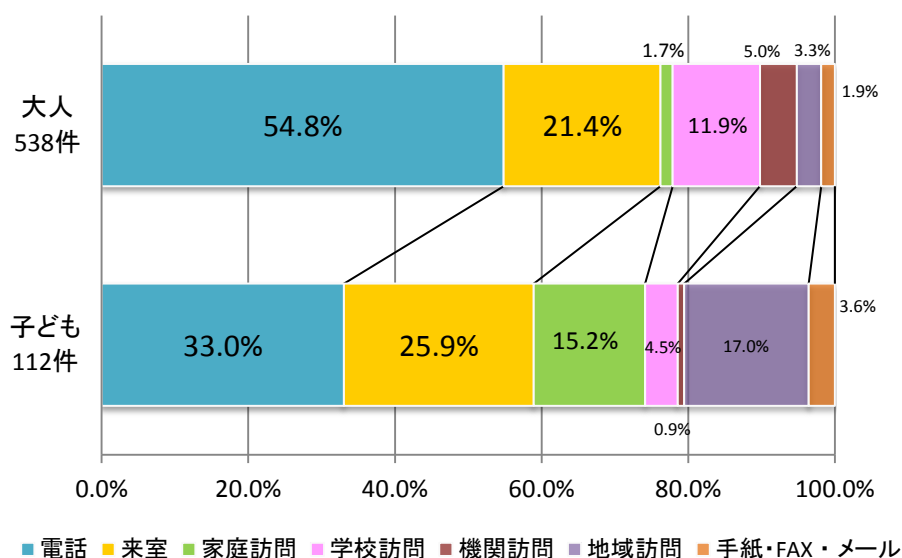
表4 相談の方法

	電話	来室	家庭訪問	学校訪問	機関訪問	地域訪問	手紙・FAX メール	計
回数	332	144	26	69	28	37	14	650
%	51.1%	22.2%	4.0%	10.6%	4.3%	5.7%	2.2%	100.0%

子どもとの相談－実際に出会ってサポート

図4は、大人・子ども別の相談方法を示したものです。子どもの相談は、電話33%に対して、来室、家庭・地域等への訪問による面談の合計が63.5%になります。子どもと直接出会ってサポートしているのが大きな特徴です。子どもの希望に応じて、市民センターや公園、児童館等にも訪問しています。

図4 相談の方法（大人・子ども別）



子どもはじっくりと自分の話を聴いてもらえたと実感すると、一定の元気を取り戻していきます。これまで1人で問題を抱えていた子どもが相談につながることで孤立感から解放され、安心感を持つことができます。

そもそも子どもが知らない大人に相談することは、想像以上に勇気がいることであり、ハードルの高いものです。ましてやいじめでつらい状況に置かれている子どもが自ら声をあげるのはとても困難なことです。また、子どもはいじめられていることを人に知られたくないと思っており、知られてしまった場合どうなっていくのかと不安を感じています。子どもに安心して相談してもらうためには、個々の子どものニーズや状況を最大限考慮し、秘密を必ず守ることは当然のこと、子どもとの信頼関係を築きながら、柔軟に対応していく必要があります。

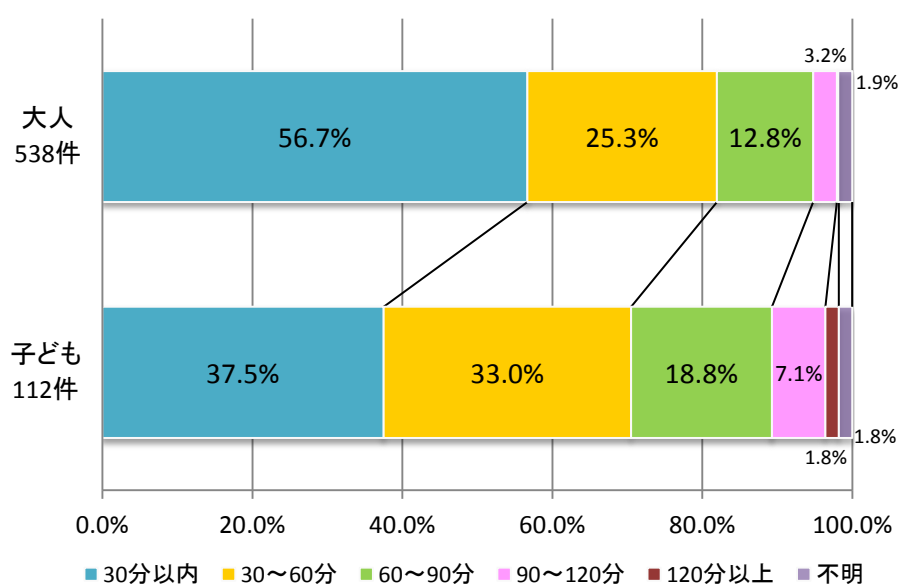
子どもの気持ちに寄り添い、ゆっくり時間をかけて関わる

子どもとの相談の所要時間は、図5のとおりです。一つの相談に30分以上の時間を費やしているケースが多く、一つ一つのケースに丁寧に対応しています。

特に、いじめを受けた子どもの相談では、いじめを受け傷ついた経験からすぐに自分の思いが言葉にならない子どももいます。子どもとの相談で大切なことは、子どもの気持ちに寄り添い、子どものペースで安心して語ることができる関係を保障することです。

また、子どもから希望があれば、子どもの気持ちを学校や保護者に丁寧に伝え、ともに子どもを支えていけるように働きかけます。子どもを中心とした解決を図るために、本当に子どもが「もう大丈夫」と思えるまで、ゆっくり時間をかけて子どもの回復を支援しています。

図5 相談の所要時間



2 相談の内容

183案件のうち、いじめは115案件（62.8%）

相談内容については、表5のとおりです。183案件のうち、いじめに関する相談115案件について、子どもからは59回、大人からは266回の計325回の相談対応をしました。

いじめ以外の相談は、計68案件で、子どもからは53回、大人からは272回で計325回の相談対応をしました。

いじめに関する計325回の相談の中には、最初はいじめの相談であっても、途中でいじめが解消し、主訴が変わっていったケースも含まれています。そのなかで、例えば過去にいじめを受けた経験によって傷つき、現在の対人関係に不安があるという趣旨の相談があります。客観的に見て、たとはいじめの事象が解消していても、それを解決とはみなさず、あくまで子どもの気持ちに寄り添い、その子どもが安心できる状況になるまで支援を継続しています。

また、保護者が学校のいじめ対応について不満や不信感を訴える相談も少なくありません。このような場合でも、当該子どもがどう思っているのか、子どもがどうしたら安心できる状況になるのかについて、当該子どもから話をしっかりと聴きます。その上で、子ども中心の解決が図られるように、保護者や関係者に対して子ども中心の解決方法を共有してもらえよう、対話を重ねています。

表5 相談の内容（子ども・大人別）

		いじめ	交友関係の悩み （いじめ以外）	子ども同士の暴力 （いじめ以外）	不登校	子どもの非行	子どもの心身の 悩み	教員等の指導上の 問題	学校園の対応の 問題	行政の対応の 問題	子育ての悩み	家族関係の悩み	児童虐待	その他	計	
案件 183件	件数	115	3	4	3	0	1	14	7	2	1	4	2	27	183	
	%	62.8%	1.6%	2.2%	1.6%	0.0%	0.5%	7.7%	3.8%	1.1%	0.5%	2.2%	1.1%	14.8%	100.0%	
延べ 650回	子ども	59	7	1	1	0	0	21	4	0	1	1	0	17	112	650
	おとな	266	20	12	34	1	7	50	58	12	12	7	8	51	538	

いじめ被害の内容

いじめ被害の内容については、表6のとおりです。「ひやかし・からかい・悪口・脅し文句・嫌なことを言われる」が51件（44.3%）で最も多く、次に「仲間はずれ、集団による無視をされる」22件（19.1%）です。「パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる」というインターネット上のいじめは、5件で、4.3%にとどまっています。

表6 いじめ被害の内容

いじめ被害	件	%
ひやかし・からかい・悪口・脅し文句・嫌なことを言われる	51	44.3%
仲間はずれ、集団による無視をされる	22	19.1%
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする	8	7.0%
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	11	9.6%
金品をたかられる(恐喝)	0	0.0%
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	2	1.7%
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	8	7.0%
パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる	5	4.3%
いじめ被害その他	8	7.0%
計	115	100.0%

いじめの相談で最も多いのは、中学生に関する相談

表7は、どの学齢の子どもについての相談がどのくらいあったのかを示すものです。

いじめの相談については、中学生に関する相談が最も多くなっています。いじめの事案で、深刻なケースに陥る可能性があるのは中学生です。中学生は思春期に入るので、小学生のときのようになんでも親や先生に言うということとはなくなり、さまざまな問題を自分で解決しようと、自立心の芽生えがみられます。一方で困ったときに誰にも相談できず一人で抱え込んでしまわないようにまわりの支援が必要です。

いじめ対策推進室では、中学生本人からの相談が少ないことが課題ですが、中学生が気軽に安心して相談できる体制を整備していく必要があります。

表7 学齢・相談別の内訳(案件)

学齢別 \ 内容別	いじめ	いじめ以外
就学前	2	1
小学生低学年	25	4
小学生高学年	33	18
中学生	42	17
高校生・中卒後	10	12
不明	3	16
計	115	68

3 相談調査専門員『おおつつこ相談チーム』の広報・啓発活動

初年度にも関わらず、多くの子どもが直接相談をしてくれたことは、子どもや保護者等の相談に応じる相談調査専門員が、子どもたちに直接広報・啓発した成果でもあります。

平成25年度、相談調査専門員は『おおつつこ相談チーム』として市立学校等を訪問し、いじめに関する啓発を子どもたちに直接行うとともに、子どもたちと顔の見える関係が築けるよう、積極的にコミュニケーションを図りました。

相談調査専門員の広報・啓発活動により、たくさん子どもたちに『おおつつこ相談チーム』の存在を知ってもらいました。こうした活動を地道に続けることで、より多くの子どもたちと相談調査専門員がつながりを持つことができますし、子どもたちにとって、より身近で、寄り添える相談窓口になっていくものと考えています。

市内児童クラブのうち29か所では、相談調査専門員が、イラストを描いた手作りのフリーップを使って、『おおつつこ相談チーム』の活動や、どんなときに相談してほしいのかを説明し、子どもたち一人ひとりに啓発カードを手渡しました。



児童クラブでの広報・啓発活動



啓発カード

また、相談調査専門員は、全市立中学校を訪問して『おおつつこ相談チーム』の活動を紹介し、「秘密は必ず守ります」、「困ったときはひとりで悩まず、おおつつこ相談チームに相談してください」と伝えました。

中学校によっては、相談調査専門員がクラスに入り「子どもフォーラムをやってみよう～困ったときに相談しやすい人ってどんな人？」という授業を行いました。子どもたちはグループで話し合い、たくさんの意見を発表してくれました。また、学年集会で「ケータイ・スマホ・インターネットを使うときに」というテーマで講義をし、学校でもインターネット上でもお互いを大切にするためにはどうしたらいいか、中学生とともに考えました。



市立中学校での広報・啓発活動

子どもたちは、感想文に「秘密を守ってくれるので安心して相談できる」「一人で抱えこまずに話したら気持ちが楽になると思う」「自分は一人じゃないと気づいた」「これからも友達を大切に」「誰かが困っていたら助けてあげたい」などを書いてくれました。



「いじめ」の防止と共感力の育ち

相談調査専門員『おおつつこ相談チーム』

「いじめ」とは何か。その定義は、国のいじめ防止対策推進法や本市の条例にそれぞれ定められています。

それらの定義によれば「いじめ」であるかどうかは、行為の対象となった本人の苦痛があるかどうかによりますので、どこからが「いじめ」であって、どこまでが「いじめ」でないのか、その行為自体の見極めはたいへん難しいものがあります。

たとえば、対等な関係でからかいあってお互いに笑いあっているものなら問題はないのです。しかし、その行為によって、相手が傷ついたとわかっていながら、さらに行為を続けたり、人間関係における力の不均衡がある中で繰り返される行為は「いじめ」になります。

つまり、「いじめ」を防ごうと思えば、どこで相手が傷つくのか相手の表情などから気持ちを読み取って理解することが必要になるのです。

この共感力を身につけるためには、できるだけ小さな頃から、友だちとたくさん身体をつかって遊び、自分の思いを表現し、友だちの思いも聴くという、乳幼児期、児童期、青年期、それぞれのステージにおける人間関係の学びがとても重要です。

人間関係の学びの途上にいる子どもたちは、時に傷つけ傷つきながら成長します。「いじめられている」「ひとりぼっちだ」と感じるとき、その子どものそばにその子の声を聴き、受容してくれる友だちや先輩、先生、親、祖父母、きょうだい、近所や親戚のおじさん、おばさんなど、誰かひとりでも居てくれると、子どもは問題を乗り越えていこうとする力を得るようです。

もし、子どもがなんらかの事情で身近な人に自分の問題を話しづらいときに、相談調査専門員『おおつつこ相談チーム』は、その子どもの話を聴き、一緒に問題解決に向かえる大人でありたいと願っています。

子どもが共感力を身につける、その実現には何年も時間がかかります。人生のできるだけ早い時期、つまり乳幼児期から、その対人関係の育ちが大切なのです。

「いじめ」の問題を考える際に、ともすれば事後の対処的な対策のみに目が奪われがちですが、ほんとうに「いじめ」のない社会をつくるには、子どもの育ちをその根底から支えようとする大人社会の意識の変容が求められます。

そして、子どもの育ちには、上述したように「できるだけ小さな頃から、友だちとたくさん身体を使って遊び、自分の思いを表現し、友だちの思いも聴くという、それぞれのステージにおける人間関係」を学べる環境が必要です。その環境を整えることが、大人の役割です。対処的な「いじめ」対策のみに目を奪われていては、その「学び」を阻むということになりかねません。

「いじめ」問題が世間の大きな関心と呼ぶなかで、私たち大人は、子どもを育てることの意味を再考せねばならない社会を生きています。

Ⅲ 会議の開催状況その他の活動実績

1 大津の子どもをいじめから守る委員会の会議の開催状況

守る委員会では、本市が相談等を受けたいじめ等の事案について報告を受け、審査や助言等を行いました。平成25年度は、次のとおり、全30回の会議を開催しました。

第1回会議	平成25年	4月	5日(金)
第2回会議	平成25年	4月21日(日)	
第3回会議	平成25年	5月17日(金)	
第4回会議	平成25年	5月31日(金)	
第5回会議	平成25年	6月	7日(金)
第6回会議	平成25年	6月21日(金)	
第7回会議	平成25年	7月	5日(金)
第8回会議	平成25年	7月12日(金)	
第9回会議	平成25年	7月19日(金)	
第10回会議	平成25年	8月	1日(木)
第11回会議	平成25年	8月22日(木)	
第12回会議	平成25年	9月13日(金)	
第13回会議	平成25年	9月19日(木)	
第14回会議	平成25年	10月	4日(金)
第15回会議	平成25年	10月10日(木)	
第16回会議	平成25年	10月31日(木)	
第17回会議	平成25年	11月	8日(金)
第18回会議	平成25年	11月22日(金)	
第19回会議	平成25年	11月28日(木)	
第20回会議	平成25年	12月13日(金)	
第21回会議	平成25年	12月26日(木)	
第22回会議	平成26年	1月16日(木)	
第23回会議	平成26年	1月24日(金)	
第24回会議	平成26年	2月	7日(金)
第25回会議	平成26年	2月14日(金)	
第26回会議	平成26年	2月20日(木)	
第27回会議	平成26年	3月	7日(金)
第28回会議	平成26年	3月14日(金)	
第29回会議	平成26年	3月20日(木)	
第30回会議	平成26年	3月27日(木)	

2 委員による学校等の訪問活動

守る委員会の活動についての広報・啓発、協力依頼、また、実際の事案に関わる助言や調整等を目的として、委員が学校等を訪問しました。市内中学校の訪問5回、市内小学校の訪問2回のほか、滋賀県中央子ども家庭相談センター（草津市）の訪問も行い、連携・協力を求めました。

平成25年	5月16日（木）	市立中学校を訪問
平成25年	5月30日（木）	市立中学校（3校）を訪問
平成25年	7月19日（金）	市立小学校を訪問
平成25年	8月1日（木）	滋賀県中央子ども家庭相談センターを訪問
平成25年	8月8日（木）	市立小学校を訪問
平成25年	9月5日（木）	市立中学校を訪問

3 関係者と委員との意見交換等

教育委員会委員や市立中学校長会との意見交換を通じて、委員が教育委員会や学校といった関係者の声を聴くとともに、守る委員会の活動についての理解を求めました。

また、市長との懇談では、市のいじめ対策推進体制について意見を交わしました。



市長との意見交換（平成25年10月10日）

平成25年	6月7日（金）	市長との意見交換
平成25年10月10日（木）	教育委員との意見交換	市長との意見交換
平成25年10月19日（土）	「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2013（長野県松本市）全体会に参加	
平成25年10月22日（火）	市立中学校長会との意見交換	
平成26年	2月19日（水）	教育委員会へ「学校いじめ防止基本方針」に係る意見書を提出

さらに、いじめ防止対策推進法に規定された「学校いじめ防止基本方針」の策定にあたっては、次のとおり、教育委員会への意見書の提出を行いました。

平成 26 年 2 月 19 日

大津市教育委員会

委員長 本郷 吉洋 様

意 見 書

大津の子どもをいじめから守る委員会

委員長 池 谷 博 行

余寒の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当委員会の活動に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、既にご承知とは存じますが、昨年、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）が成立し、平成 25 年 6 月 28 日に公布され、同年 9 月 28 日に施行されました。

法は、国、地方公共団体及び学校の各主体が「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」（以下「基本方針」という。）の策定について定めることとし、国及び各学校は策定の義務（法第 11 条、第 13 条）、各地方公共団体には策定の努力義務（法第 12 条）を課しています。

このように学校は、基本方針（学校の策定する基本方針について、以下「学校基本方針」という。）を策定しなければならないわけですが、その策定にあたり、教育委員会は各学校に対し、指導助言をされることと思います。

そこで、当委員会は、貴教育委員会が市立学校に対して指導助言をするにあたり、別紙の通り意見を述べます。

つきましては、学校基本方針の策定及び今後のいじめ防止に係る対策の推進にあたり、本意見書の内容についてご配意いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(別紙)

1. 「学校基本方針」のつくり方 ～ 「子どもの権利」の視点を必ず入れる

法制定を受け、学校におけるいじめ対応に注目が集まっています。子ども中心に対応が行われるようになれば望ましいのですが、同時に、保護者などがいじめへの不安を増幅させるリスクも伴い、状況への適切な対応がなされるかどうかにより学校の真価が問われます。

各学校に義務づけられた「学校基本方針」では「国や地方公共団体の基本方針を参考に、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向、取組の内容等を定める」とされています。つくり方のポイントは何でしょうか。

「基本的な方向」などの全体を方向づける前文に必ず「子どもの権利」の視点を入れることです。保護者にも子ども中心の対応を共有してもらい「モンスター」にしていまわないためにも重要です。国の基本方針にある「児童生徒の主体的な活動の推進」を踏まえ、以下のような文言を必ず入れておくと子どもを救い、教職員にも保護者にもよい対応を導くものとなります。

案1 「この方針は子どもが人間として尊ばれる社会を実現することが子どもに対するおとなの責務であるとの自覚にたち、子どもの人権を尊重し、及び確保することを目的とする。」

案2 「子どもは権利行使の主体者として尊重され、自由を保障される。」

案3 「子どもの権利条約に基づき、人権侵害に対しては、適切な救済に努めるものとする。」

また、学校基本方針に沢山のメニューを盛り込まない方が望ましいでしょう。いじめの防止のための取組、早期発見、早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など総花的に羅列する方針は、いじめ対応への適切な実効性が薄くなります。

2. いじめへの対応 ～ 学校でできること

いじめの対応に関しては慌て過ぎないことが肝要です。子ども不在の「早期対応」により、当事者の子どもは充分話を聞いてもらえない上に関係まで悪化するケースが目立ちます。子どもの主体的な参加が確保できるよう時間をかけることが大切です。

その余裕を学校は確保する必要があります。学校が時間を確保できるよう自治体や教育行政は視点を新しくしなくてはなりません。近年、研修や研究授業、教材研究など授業力向上の多忙化が指摘されています。それにより子どもの話を聞く余裕がないのなら学校基本方針づくりをきっかけに見直すことが求められます。

保護者がいじめではないかと苛立つケースが増え、その対応に学校も教育委員会も苦慮しています。保護者対応中心で子どもの話を聞いていない場合が目立ちます。保護者の話はきちんと聞くが要望にすぐ対応するのではなく、当事者の子どもの気持ちを受け取りじっくり対応することが重要です。

学校基本方針に「子ども尊重」「子ども主体」の文言が示されることで、子ども中心の対応を保護者に伝えやすくなり、落ちついて共に対応にあたることができます。教職員や保護者の意見が当事者の子どもより優先されるようではいけません。

社会全体の同調圧力がいじめに対する「傍観者」をも生み出します。学校における人間の多様性への承認という雰囲気が、いじめ防止にしっかりとつながります。子どもの学力や能力よりも、子どもの存在そのものを尊重する学校であるか、話し合い再確認するチャンスにさせていただくよう要望します。

以上

4 委員による講演、報告等

条例第10条に規定された「いじめ防止啓発月間」である6月及び10月に本市が開催したフォーラムにおいて、講演やパネルディスカッションの形で委員が参加し、委員会の活動について、市民や子どもにお知らせしました。

8月に2回実施した、教員を対象とする「いじめに関する研修講座」においては、委員が講師となり、法的な観点や過去の事案への対応などについての講義を行いました。

10月には、「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム2013第1分科会「子どもの相談・救済」において、「子どもを中心としたいじめ問題解決への取組と課題」をテーマとして報告を行い、参加自治体と活発な議論を交わしました。

また、1月には、市議会の教育厚生・生活産業連合審査会に委員が出席し、守る委員会の活動について報告し、理解を求めました。



市民フォーラムでのパネルディスカッション

(平成25年6月15日)

平成25年 6月15日(土) 平成25年度いじめ防止啓発月間(6月)市民フォーラム

基調講演「子どもの声が聞こえていますか」

(桜井委員)

パネルディスカッション「子どもと向き合うために ～大津のいじめ対策推進に向けて～」

(池谷委員長、桜井委員)

平成25年 8月 7日(水) いじめに関する研修講座

問題行動と関係法規(荒川委員)

大津市の事案から学ぶ(松浦副委員長)

平成25年 8月28日(水) いじめに関する研修講座

問題行動と関係法規(池谷委員長)

大津市の事案から学ぶ(西林委員)



いじめに関する研修講座(平成25年8月7日)



いじめに関する研修講座(平成25年8月28日)



- 平成 25 年 10 月 12 日（土） 平成 25 年度いじめ防止啓発月間（10 月）子ども
フォーラム
中学生によるパネルディスカッション「子ども
たちが思う『いじめのない学校』」（桜井委員）
- 平成 25 年 10 月 20 日（日） 「地方自治と子ども施策」全国自治体シンポジウム
2013（長野県松本市）第 1 分科会「子どもの相
談・救済」報告「子どもを中心としたいじめ問題解
決への取組と課題」（池谷委員長）
- 平成 26 年 1 月 17 日（金） 大津市議会教育厚生・生活産業常任委員会連合審査
会において報告（荒川委員、西林委員）

IV 大津の子どもをいじめから守る委員会の活動を通じて



1 年間を振り返って

委員 荒川 葉子（弁護士）

1 概ね週1回開催される守る委員会では、審査案件一つ一つに丹念に検討が出来たと思います。相談調査専門員が作成する資料は、非常にわかりやすく、丁寧にまとめられており、問題点等も的確に指摘されていました。それ以上に、相談調査専門員には、常に子どもの幸せを願う気持ちが感じられました。特に、事案の背後に家庭等の問題があり、それが解決されないかぎり当該案件を根本的に解決することは困難であろうという場合に、何とか全体をいい方向に向けられないかと悩み、その気持ちは私たち委員にも十分伝わりました。当然、権限の問題や人数が限られているという問題もありますが、やはり子どもの幸せを願う気持ちは共通で、守る委員会全体で、「何かいい方法はないだろうか」「他の機関につなげられないだろうか」と考え込んでしまうことも何度かありました。

2 それとの関係で、何をもって事案の「終結」とみるかは一考を要します。私の思う「終結」とは、子ども自身納得のいく解決がはかれること、あるいは、完全に納得するまでには至らなくとも、そのことに思い煩^{わずら}うことがなくなることです。「その後相談の電話がかかってこない」からといって事案が解決しているとは限らないし、一応相談案件は解決したように見えても同じ環境下では再び問題が起こることが予想されるときは継続して見守っていく必要があります。また、たとえば謝罪が行われる等して教員や保護者が「解決した」と感じていても、子ども自身納得していない場合もあります。守る委員会がどのような活動をしているかを市民の方々に説明する一つの指標として「事案が終結した件数」があるとは思いますが、実は「終結」への道のりは簡単なものではありません。地道な活動を続けていく先に待っているものであるということを理解していただきたいと思います。

3 この1年間で私が強く感じたのは、事案の解決を長引かせたり、あるいは問題を大きくしたりする原因の多くは大人にあるということでした。大人が子どもの気持ちをよく聞けていない、子どもの気持ちになかなか寄り添っていないということです。

たとえば、いじめを受けた子ども自身が納得していても、保護者が、謝罪があるまでは納得しないとして学校とのやりとりが続くケースがあります。保護者への対応がうまくいっておらず、学校と保護者との間に硬直状態が続くこともあります。そこでは、子どもの心が置き去りにされていると思います。保護者と学校とのコミュニケーション不足により、さらに

状況が悪化することも見受けられます。状況が悪化すれば悪化するほど、相手とはできるだけ話したくないという気持ちになりがちです。「このことを相手はわかっているはずだ」と自分なりに解釈し、「連絡すべきこと」「連絡した方がいいこと」を連絡しない、このようなことから、溝がさらに深まっているケースもあります。

4 今後の課題

- (1) 1年が経ち、守る委員会は次第に認知されるようになりました。また、相談調査専門員も、市内の中学校や児童クラブを地道に訪問したこともあり、次第に学校に受け入れられるようになりました。教員と直接スムーズに連絡がとれるようにもなりましたし、学校側から協力を求められるようにもなりました。しかしながら、守る委員会と相談調査専門員は事案の解決を図るために一体となって動いているにもかかわらず、両者の関係が条例上明確になっていません。これは今後の課題のひとつになるかと思います。
- (2) 守る委員会が直接認知した事案、たとえば、ある相談案件に関わる中で、別の子どもに対するいじめを認知した場合等で、何らかの対応が必要であると守る委員会が判断した場合でも、調査等ができるような規定には条例上なっていません。問題が生じていても、保護者が声を上げないので学校が対応していない、あるいは対応が後回しになっているものも見受けられました。これらに対する対応も、今後の積み重ねの中で、検討していく必要があります。
- (3) さらに、いじめの疑いがある事案を認知したときは、原則として24時間以内に報告しなければならないといういわゆる「24時間ルール」の運用について検討が必要ではないかと思います。規則第3条第2項では「・・・直ちに当該いじめに係る事実を把握し、及び子どもに対する必要な支援その他の措置を講じるとともに、学校安全推進室に速やかに報告する」と規定されていますが、まずは「報告」が先で、事実（子どもの心情や状態等）の把握や必要な措置を講じることが後回しになっているケースもいくつか見受けられました。いじめと思われるもののなかには、集団生活の中で子どもたちが当然に克服していかなければならない問題もあります。現場の教員が不安感から「まずは報告を」ということなく、適切な時期に報告できるような運用を目指さなければならないと思います。

- 5 最後に、各機関それぞれの事情はあると思いますが、そうではあっても緊急に対応しなければならない事案はあり、そのような場合には、是非とも協力し合って解決に臨んでいきたいと思います。



1 年を振り返って－その成果と課題－

委員 池谷 博行（弁護士）

1 大津の子どもをいじめから守る委員会といじめ対策推進室の実績

「はじめに」において述べたように、昨年4月から発足した守る委員会といじめ対策推進室は、その運営についてまさに手探りの状態で活動してきました。そのような状況の中で、川西市子どもの人権オンブズパーソンのOBである委員、そして同事務局で相談員として活動してきた相談調査専門員の経験をもとに、子どもの権利条約に規定された「子どもの最善の利益」を考え、これも同条約に規定された「子どもの意見表明権」を尊重するという基本方針を確認して、守る委員会及びいじめ対策推進室が一体となって取り組んできたものです。

そして、その成果としては、数字上は明確には分からないものの、相談調査専門員がいじめを受けた子どもの話に傾聴し、その気持ちにより添うとともにその子どもにとって最善の利益は何かということ子どもと一緒に考え、その考えた結果を子どもとともに実践していくという活動ができたのではないかと思います。そして、そのような活動によって、いじめを受けた子どもが再び元気になって、学校に戻っていくというようなことがいくつかみることができました。

また、端緒はいじめの相談でしたが、話を聞くうちにそれが学校の対応に問題があったり、家庭に問題があったりなどいじめ以外のことが核心的な部分を占める事案があり、それについては他の機関と連携しながら、子どもの最善の利益をはかるよう活動をしました。

2 次年度以降の課題

前項で述べたように、守る委員会及びいじめ対策推進室は子どもの権利条約に規定された「子どもの最善の利益」を考え、これも同条約に規定された「子どもの意見表明権」を尊重するという方針のもとに活動してきましたが、そのような観点から見た場合、実際に起きているいじめ事案に対して、いろいろな課題が見えてきました。

（1）24時間ルールについて

教育委員会は、その運用として、各学校に対し、「いじめ」あるいは「いじめの疑い」があると認知したとき、24時間以内にその事実を教育委員会に報告するよう求めています。これは、いじめ事案に対して速やかに対応するようにということで決められたようです。しかし、このようなルールは、子どもにとって最善の利益とは言えないと考えます。というのは、各学校は、このルールがあるため、いじめを受けたあるいはいじめを受けた疑いのある子どもから、まず事実を聞こうとします。そして、その事実を裏付けるためいじめた子どもあるいはいじめたと疑われている子どもから事実を聞きます。要するに、各学校は事実確認に迫られ、いじめを受けた子どもの気持ちに寄り添うということができないの

です。本来は、事実を確認することよりも、その子どもの話をじっくりと聞き、その気持ちに寄り添い、子どもが何を望んでいるかを確認することが大切なのです。また、いじめをした子どもからもじっくりと話を聞き、その子どもの問題点を一緒に考えることも必要でしょう。学校にそのような対応を求めるのであれば、24時間ルールは撤廃すべきであると考えます。

(2) 大津市子どものいじめの防止に関する条例について

「はじめに」において述べたように、条例は、平成23年10月に発生した、いじめを受けた中学生の自殺という痛ましい事件を受けて、二度とこのような不幸な事件を起こさないということから、市議会議員の発案で制定されたと聞いています。その前文ではいじめが子どもの基本的人権を侵害するものであり、その根絶に取り組まなければならない旨を基本理念として規定しています。まさにこの前文は、上記事件の反省を踏まえたもので、大変分かりやすいものです。ただ、もう一步踏み込んだものができていれば、今後のいじめに対する対応も違ったのではないかと思います。つまり、先ほどから述べているように、子どもの権利条約の基本理念である、「子どもの最善の利益」を求め、「子どもの意見の尊重」を掲げてほしかったと思います。そのことにより、学校を含め、いじめに関わる諸機関は、まず子どもの気持ちを優先させ、その気持ちに寄り添い、「子どもの最善の利益」のために何をすればよいかということを考えて行動することができると思います。

(3) 委員会の職務について

条例では、守る委員会は「市長の諮問に応じるほか、相談等のあったいじめについて、その事実確認及び解決を図るために必要な調査、審査または関係者との調整を行う」(条例14条2項)、「必要に応じて市長に対し、再発防止及びいじめ問題の解決を図るための方策の提言等を行う」(同条3項)ということが規定されています。要するに「調査、審査、調整、提言」ということです。

この規定は、可児市の条例を参考にしたようですが、ただ、これでは、いじめを受けた子どもの個別救済としては不十分だと思います。川西市子どもの人権オンブズパーソン条例では、子どもから救済の申し立てを受けて、オンブズパーソンが調査等を行い、その結果その子どもの人権を擁護、救済する必要があると認めたときは、その関係機関に是正の勧告等を直接できることになっています。そのような職務を補助するために、オンブズパーソンの下に調査相談専門員を置いています。本市の条例の場合、守る委員会は、市長に対しては是正の方策の提言を行うことができますが、直接関係機関にはできません。また、いじめ対策推進室には、相談調査専門員がいますが、委員会の指揮命令下ではなく、委員会の職務の補助という役割はありません。

また、「審査」については、何をどのように審査するのも明確ではありません。
「いじめ対策」に特化した条例ではありますが、川西型の個別救済条項を入れて頂ければ、もっといじめによる被害を救済することが可能になるのではないのでしょうか。

- 3 最後に一つだけ言わせて下さい。それは「いじめ」の定義についてのことです。条例では、「いじめ」の定義は文科省の「いじめ」の定義に合わせてあります。これにより、被害者を中心にとらえ、より幅広く救済することが可能となりました。しかし、その反動として、「いじめ」とは言えないものまで「いじめ」となる可能性が出てきました。例えば、ある子どもが、友達のことを考え、敢えてその友達に苦言を呈したとき、それを聞いた子どもがその言葉により心に傷を負ったとした場合、これは条例の定義では、心理的な攻撃に該当し「いじめ」とされる可能性があります。それ以外にも、冗談の類でも受け取る側次第では「いじめ」になります。すると、子どもたちは、子ども同士で意見を言ったり、コミュニケーションをとったりすることを敬遠するのではないのでしょうか。

このようなことが起こらないことを願うばかりです。



「大津の子どもをいじめから守る委員会」をとりまく課題

委員 桜井 智恵子（大阪大谷大学教授）

1 「いじめ救済」から「子ども案件全般」システムへ

守る委員会は条例の中で手探りの状態で子どもをとりまく現場を理解しつつ支援しようと活動を行ってきました。実際に1年活動を行い、守る委員会の中で明らかになった課題のひとつが、いじめを入口に預かった案件だけれども、いじめとは異なる家庭や教職員との関係などで個別救済を行う必要があるケースが少なくないということです。ところが、大津市の条例はいじめ救済に特化したものです。そのため、子どもの抱える問題全般に対応できるシステムに移行することが、子どもや学校、市民の現実に対応していると考えられます。

2 対応の質

当初、大津市では「24時間ルール」が取り上げられ、いじめの「早期発見」が必要とする認識が広がりました。確かに、辛い立場にある子どもがほっておかれてはなりません。ところが、これはサポートする教職員側が状況を充分理解できないまま、とりあえず通報を急ぐことになり、かえって新たな対立や問題が作り出されることとなりました。

「いじめ対応」と「重大事態への対応」を混乱してとらえる点も課題があります。いじめ対応で当事者子どもを尊重しじっくり関わることができているならば、重大事態への進展も防ぐことができます。学校でその基本的対応がかなうような教職員の働き方や思考の深め方について、管理職や教育行政の側も充分注意する必要があります。

また、第三者機関の人選は殊の外重要です。法律ができ、全国にさまざまないじめ対応の委員が求められています。職能団体からの委員推薦ということで進行しがちです。子ども中心の個別救済自体がこれまで全国的に数少なく、委員経験者はほとんどいません。子どもへの個別救済の原理を実践できる人材を見つけ育てることが地域の喫緊の課題となります。

3 当事者性

大津市がモデルとした公的第三者機関としての蓄積がある川西市子どもの人権オンブズパーソン及び調査相談専門員の経験者が相談調査専門員と委員として守る委員会に複数名入り、子ども中心の方法をチームに伝え、運用面で工夫しながら協働しています。

川西市の条例の場合は子どもの権利条約の精神を受け成立したものであり、相談・調整・調査活動では、謝罪などの親の思いを優先させず、子どもの意見表明の尊重が最優先の課題とされます。しかし大津市の条例は異なり、子どもの権利の理念が明確とはいえないため、当事者である子どもの思いを最優先に配慮するため条例の改善が求められます。

第三者機関の基本精神が「子ども中心」かどうか、第三者機関の対応の質を担保するポ

イントであり、教職員や保護者の意見が当事者の子どもより優先されるようではいけません。個別救済では「当事者性」を中心に、力を失っている子どもや大人をエンパワーするため、当事者の力を奪う原因となっている構造や制度の改善も視野に入れることが大切です。

4 構造分析と状況改善を

大津市中学生たちの意見（平成25年10月）

「大事な話は会ってする」

「先生たち急がないで。まず謝罪は×」

「被害側はもちろん加害子どもの話も聞いて」

「僕たちを飛び越えて、親と進めないでほしい」

「(信頼関係ナシ)の相談用の人は×。購買部のおばちゃんの方がいい」

これは平成25年秋の大津市子どもフォーラムで中学生シンポを行ったときの子ども们的声です。先生たちは学力向上主義とそれに関わる管理体制により、子どもになかなかゆっくり関わることができません。授業力向上、PC導入、評価など管理体制が強まり、仕事を抱え込むようになり、互いにサポートしてきた先生たちの同僚性は急激に衰えてきています。

いじめへの対応も保護者対応が先になり、肝心の子ども们的気持ちが受け取られていないことが多いのです。保護者の話はきちんと聞くが要望にすぐさま対応するのではなく、当事者子ども们的気持ちを十分に受け取って、じっくり対応を行うことが実は大津市全体の人間関係を豊かにしてゆくことにもつながります。

5 委員会をとりまく課題

大津市のいじめ対策をめぐるシステムは複雑です。いじめ対応には現在「いじめ対策推進室」所属の相談調査専門員が「守る委員会」の委員の助言を受け、子ども中心で優れた仕事を重ねています。一方で「いじめ対策推進室」の職員は命を受けたくさんのプロジェクトの進行を求められ、忙殺されています。

子ども们的最善の利益に資するためには、本来「いじめ対策推進室」と「守る委員会」双方の思想は重ならなければなりません。まだ始まったばかりのシステムということもあるのでしょうが、ここに課題があります。関わる職員が市民の方を向いてしっかり意見を持ち、主体的な調停役となりシステムをバージョンアップすることが大切になります。市民の皆様にはぜひ関わる職員を励まして頂きたく、心より支援をお願いもうしあげます。



「大津の子どもをいじめから守る委員会」に参加して

委員 西林 幸三郎（大阪芸術大学教授・臨床心理士）

1 「守る委員会」の活動に参加した1年の経験から

「守る委員会」の活動における西林の一年間の活動の総括をしてみたいと思います。

（1）相談調査専門員の活動についての検討

「守る委員会」の委員として会議に参加し、委員としての目から見た活動について、考える諸点を述べます。

相談調査専門員の報告は、実際に子どもへの対応、保護者との連携、関係諸機関への連絡調整等において、その役割を十分に果たし得るものであったと考えます。

各事例とも、一読して状況がつかめる内容になっており、報告文書の文言そのものも良く推敲され、「大津の子どもをいじめから守る」との強い思いに満ちたものでありました。

守る委員会委員としての私の役割は、その一つ一つの報告に、自分なりの考えを申し述べるものであり、どの事案に対しても自分の考えたことなどを発言し、会議の進行に寄与できたのではなかったかと思っています。

ところが、毎週の会議に報告される対応件数の多さは、驚くばかりでした。会議での委員、相談調査専門員は、多くの事案に実に誠実に、かつ相談活動の原則をきっちりと踏まえた対応を論議し、この多くは市民のニーズに応え得るものであったと総括しています。

また、報告される事案の多さに対して、「これはいじめと言えるのだろうか」との意見も出され、さらには「子ども間の関わりに、学校での指導はどのようであったのだろうか」と学校の先生方と連絡を取りたいと思えるような事例もありました。

この点で、学校を訪ねて直接かかわっておられる先生方と、ともに話し合うという立場で、意見交流ができればと思いました。できなかったのは、西林の本務との時間の問題で、他の「守る委員会」委員や相談調査専門員は、実践されていたようでした。この点については、平成26年度は年度当初から「守る委員会」の会議曜日を確定していただき、本務の時間帯も「大津市の会議に出られる保障」をつけていただいたので、今後には、改善できと思っています。

（2）教育委員会との連携の課題は、今後とも望まれるもの

教育委員会における「いじめ対策の活動の実際」は、相談調査専門員の活動報告を通してつかむことができました。市長部局と教育委員会で同様の組織があることは、設立の経過から言えば、やむを得ないことかも知れませんが、一般的にみれば、いじめ対策の一元的な組織対応が必要ではないかと感じたところでした。この点は今後も注視していきたいと思っています。

(3) 事例検討して見えてきたもの

毎回の会議で出される事例に特徴的なこととして、「家族関係の課題」が明らかになっています。子ども同士の無視やからかいなど、日常的行動の背景には、複雑な家庭的要素が潜んでいるものがありました。その意味では、「いじめ問題」に特化して考えることが出来ないものがあるように思えました。つまり、子ども自身がそのような環境の中で生活しているのであるから、その環境総体にアプローチする必要もあるのではないかという思いがいたしました。つまり、子どもの権利条約で述べられている視点です。子どもが一個人の人権を持った存在であり、その人権がおびやかされているという認識で対応していかなければ根本的な解決は難しいのではないかと考えます。子どもが豊かな環境の下に育てられるなら、いじめ事象も起こり得るものではなくなるのではないかと思うところです。今後の検討課題にできればと考えます。

2 今後の在り方についての問題提起

(1) 学校との連携の強化

いじめ問題は、子ども同士の人間関係の不具合によるものです。したがって、学校生活のあれこれに大きく起因していますから、その根絶に対して、学校の先生方の担われる役割には大きいものがあります。学校生活が楽しくて、子ども集団がうまく機能している時、たとえいじめ事象が発生しても、その解決は不可能ではありません。学校の先生方の生の声をお伺いしどう対処すれば良いかについての活動を広げていきたいと思っています。

(2) 「大津市立中学校におけるいじめに関する第三者調査委員会の報告書における問題提起」への検証の必要

全国から注目を集めた第三者調査委員会ですが、実情をつぶさに調査した報告であったことは、大津市のいじめ対策が全国を取り組みをリードしている現状に反映されています。第三者調査委員会で提起された課題が大津市あげて取り組まれているかどうか、守る委員会の活動としても、検証されることが望ましいのではないかと思うところです。

大津の子どもをいじめから守る委員会活動から学ぶもの
—大津市のいじめ対策の今後について—



委員 松浦善満（和歌山大学教授）

※平成25年度時点

1 守る委員会の立ち上げの意味

ご存知のように昨年度、大津市では市長をはじめ関係各位の皆様方の力で、守る委員会が立ち上がりました。それは平成23年10月11日に市内の中学2年生のいじめ自死事件の反省から、二度とこのような痛ましい事件が起こらないための具体的対応の一つとして設置されたものです。

さて、この守る委員会は市民部のいじめ対策推進室に設置されていますが、その主たる仕事は、4名の相談調査専門員が日常的に対応して、保護者、市民から寄せられるいじめをはじめとする子どもの子育てに関する相談事案についての検討、ならびに集団討議を踏まえて、いじめ等の解決の方向を提示し家庭と学校現場への支援を行うことが主要な役割です。具体的には保護者や一般市民の方から持ち掛けられたいじめに関する子どものトラブルや子育てに関する悩みについて相談調査専門員が直接に聞き取り、相談を受けた事案について一つ一つ丁寧に検討がされてきました。私も委員の一人として参加しましたがこの取組のもつ意味は相当に大きいと実感してきました。

2 守る委員会の効用

守る委員会の活動によって、次のような効用・メリットが得られたと考えています。

その一つは、守る委員会が学校内でなく、むしろ学校の外に位置づけられていることによるメリットです。例えば、保護者が子育てについて学校以外に相談の場をもつことができるようになったことです。子どもの問題を話し合い解決するうえで、保護者と学校という回路だけでは十分な効果は期待できませんので、むしろ保護者と守る委員会という第二の回路を作り出したことでより幅広い効果が期待できるようになったことです。

二つ目のメリットは、そのことから派生することですが、子どものトラブルや子育ての悩みを保護者自身がより広い視野から見つめなおすことができるようになった点です。このことは、これからの教育を考えていく点からも極めて意義が大きいと考えられます。

それは近年のネットやスマホなど情報機器の急速な普及状況をみてもお分かりのように、子どもの生活世界が学校を超えた世界に広がっていることとも関係しています。学校外での子ども対応や相談活動は、従来の学校という狭い世界だけで子どもの課題を考えるのではなく市民社会のなかで子どもの成長と教育の役割を考え直す機会をより増やすことになります。例えば、いじめ問題に関しては守る委員会で相談調査専門員からのケース報告について、学校への協力や支援は無論ですが、同時に、地域のスクールソーシャルワーカーや保健師さんなど、他の専

門職の方の協力と支援を得る方向性も提言できます。

三つ目は、その逆ですが、守る委員会は相談調査専門員に学校長をはじめ担任教師にも協力を呼びかけいくつかの成功事例を導いています。例えばこの間、相談調査専門員は学校を訪問したり、学校での研修会の講師やアドバイザーとして活躍している様子もしばしば伺いました。このように学校だけでなく、市民からも相談が寄せられるように徐々に取り組みの広がりが見られるようになり、この1年間で子どもをもつ保護者からの相談件数も小中学校とも年間100件を超えるほどの実績を残しています。

3 丁寧な相談対応

このような実績の背景にはいじめ対策推進室はもとより専任の相談調査専門員の普段の努力と、同時に相談力量とネットワークの良さがあるからだと思います。

例えば、保護者からの相談に対しては、「私どもいじめ対策推進室では、いじめに関する相談を受けつけ、子どもさんが安心して学校に通えるように、問題解決に向けた支援を行っています。ご希望や必要に応じて学校や関係機関と連携して問題解決にあたります。相談は、子どもの心理や発達、人権等の観点から相談調査専門員がお受けします。相談の秘密は必ず守ります。・・・」とお伝えした上で対応するなど、相談者の安心感を得る姿勢を基本にして相談活動に取り組んでいます。

広報・啓発活動に際しても、そうした姿勢で丁寧に取り組んできたからこそ、多数の保護者、市民の相談が寄せられたのではないのでしょうか。

4 今後の守る委員会の活動について

今、子どもの生活世界は変化しています。その一つは、子どもの多くがネットや携帯（スマホ）に過度に依存していること。二つは、保護者の生活格差と子どもの貧困化の拡大が同時に進行していること。三つは、地域社会の共同性が崩れ、各家庭の孤立化が進行していることです。これらの生活環境変化は、子どもだけでなく保護者が共同して、いじめをはじめ友達関係のトラブルを解決し、仲間関係を円滑にすることを困難にしています。

したがって、いじめ対策推進室をはじめ、守る委員会、相談調査専門員の皆さんへの役割と期待はさらに高まるでしょう。そこでこの一年間に積み上げた実績を次年度さらに生かしていただくことを心から祈念するものです。

参考 資料編

1 条例及び規則

大津市子どものいじめの防止に関する条例（平成25年条例第1号）

全ての子どもは、かけがえのない存在であり、一人一人の心と体は大切にされなければなりません。子どもの心と体に深刻な被害をもたらすいじめは、子どもの尊厳を脅かし、基本的人権を侵害するものです。しかしながら、いじめはいつでもどこにおいても起こり得ると同時に、どの子どももいじめの対象として被害者にも加害者にもなり得るがあります。このようないじめを防止し、次代を担う子どもが健やかに成長し、安心して学ぶことができる環境を整えることは、全ての市民の役割であり責務です。一人一人の尊厳を大切にし、相互に尊重しあう社会の実現のため、いじめを許さない文化と風土を社会全体でつくり、いじめの根絶に取り組まなければなりません。ここに、いじめの防止についての基本理念を明らかにして、いじめの防止のための施策を推進し、その対策を具現化するためにこの条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、子どもに対するいじめの防止に係る基本理念を定め、市、学校、保護者、市民及び事業者等の責務及び役割を明らかにするとともに、いじめの防止に関する施策の基本となる事項を定めることにより、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境をつくることを目的とする。

（基本理念）

第2条 いじめは、子どもの尊厳を脅かし、重大な人権侵害であるとの認識の下、市、学校、保護者、市民及び事業者等は、子どもが安心して生活し、学ぶことができる環境を整え、一人一人の尊厳を大切にし、相互に尊重しあう社会の実現のため、それぞれの責務及び役割を自覚し、主体的かつ積極的に相互に連携して、いじめの防止に取り組まなければならない。

（用語の定義）

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）いじめ 子どもが一定の人間関係のある者から、心理的又は物理的な攻撃を受けることにより、精神的又は肉体的な苦痛を感じるものをいう。ただし、児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条に規定する児童の虐待に該当するものは除く。
- （2）子ども 第4号に規定する学校に通学する児童及び生徒その他これらの者と等しくいじめの防止の対象と認めることが適当と認められる者をいう。
- （3）市立学校 大津市立学校の設置に関する条例（昭和39年条例第28号）別表に掲げる小学校及び中学校をいう。
- （4）学校 前号に規定する市立学校並びに本市の区域内にある市立学校以外の小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校をいう。
- （5）保護者 親権を有する者、未成年後見人その他の子どもを現に監護する者をいう。
- （6）市民 本市の区域内に居住し、通勤し、又は通学する者（第4号に規定する学校に

通学する者を除く。)をいう。

(7) 事業者等 本市の区域内で営利を目的とする事業を行う個人及び法人並びにスポーツ、文化及び芸術その他の各種の事業又は活動を行う個人及び団体をいう。

(8) 関係機関等 警察、子ども家庭相談センターその他子どものいじめの問題に関係する機関及び団体をいう。

(市の責務)

第4条 市は、子どもをいじめから守るため、必要な施策を総合的に講じ、必要な体制を整備しなければならない。

2 市は、子どもをいじめから守るため、関係機関等と緊密な連携を図らなければならない。

3 市は、誰もがいじめを許さない社会の実現に向けて、いじめに関する必要な啓発を行わなければならない。

(市立学校の責務)

第5条 市立学校は、教育活動を通して、子どもの自他の生命を大切にする心、自他の人権を守ろうとする心、公共心及び道徳的実践力を育成しなければならない。

2 市立学校は、いじめを予防し、及び早期にいじめを発見するための体制を整えとともに、子どもが安心して相談することができるよう環境を整えなければならない。

3 市立学校は、当該学校に在籍する子どもの保護者及び関係機関等と連携を図りつつ、いじめの防止に取り組むとともに、いじめを把握した場合には、その解決に向け速やかに、当該学校全体で組織対応を講じ、その内容を市に報告しなければならない。

4 市立学校は、子ども自身がいじめについて主体的に考え行動できるよう、子どもとともにそれぞれの学年に応じた学級の環境づくりに取り組まなければならない。

5 市立学校は、子どもがより良い人間関係を構築できるよう必要な取組を行わなければならない。

(保護者の責務)

第6条 保護者は、子どもの心情の理解に努め、子どもが心身ともに安心し、安定して過ごせるよう子どもを愛情をもって育むものとする。

2 保護者は、いじめが許されない行為であることを子どもに十分理解させるものとする。

3 前2項において、保護者は必要に応じて、市又は学校に相談その他の支援を求めることができる。

4 保護者は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、速やかに市、学校又は関係機関等に相談又は通報をするものとする。

5 保護者は、学校が行ういじめの防止に対する取組に協力するよう努めるものとする。

(子どもの役割)

第7条 子どもは、互いに思いやり共に支え合い、いじめのない明るい学校生活に努めるものとする。

2 子どもは、いじめを受けた場合には、一人で悩まず家族、学校、友だち又は関係機関等に相談することができる。

3 子どもは、いじめを発見した場合(いじめの疑いを認めた場合を含む。)及び友だちからいじめの相談を受けた場合には、家族、学校又は関係機関等に相談することができる。

(市民及び事業者等の役割)

第8条 市民及び事業者等は、それぞれの地域において子どもに対する見守り、声かけ等を行うとともに、地域が連携して子どもが安心して過ごすことができる環境づくりに努めるものとする。

2 市民及び事業者等は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、市、学校又は関係機関等に情報を提供するように努めるものとする。

(行動計画の策定)

第9条 市は、基本理念にのっとり、子どもが安心して生活し、学ぶことができるいじめのない社会の構築を総合的かつ計画的に推進するため、いじめの防止に関する行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。

2 前項に規定する行動計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) いじめのない学校づくりに向けた子どもの主体的な参画に関すること。

(2) いじめの防止に向けた教育及び人づくりに関すること。

(3) いじめの防止に向けた普及啓発活動に関すること。

(4) 次条に規定するいじめ防止啓発月間に関すること。

(5) いじめを早期に発見するための施策に関すること。

(6) いじめを防止し、及び解決するための施策に関すること。

(7) いじめに関する相談体制等に関すること。

(8) いじめを受けた子ども及びいじめを行った子ども並びにその家庭に対する支援に関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、いじめのない社会を実現するために必要なこと。

3 市は、第1項の規定により行動計画を策定したときは、これを公表するものとする。

(いじめ防止啓発月間)

第10条 子どもをいじめから守り、社会全体でいじめの防止への取組を推進するために、毎年6月及び10月をいじめ防止啓発月間(以下「啓発月間」という。)とする。

2 市は、啓発月間において、その趣旨にふさわしい広報啓発活動を実施するものとする。

3 市立学校は、啓発月間において、人権及び道徳に係る教育を実施するとともに、子どもが主体的にいじめの防止に向けた活動を展開できるよう支援及び指導を行うものとする。

(相談、通報又は情報の提供)

第11条 何人も、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、市に相談、通報又は情報の提供(以下「相談等」という。)をすることができる。

(相談体制等の整備)

第12条 市は、いじめに関する相談等に速やかに対応するとともに、全ての子ども、保護者その他いじめの防止に関わる者が安心して相談等ができるよういじめに関する相談体制を整備するものとする。

2 市は、いじめを未然に防止し、いじめから子どもを守るため、いじめに係る情報の一元化を図り、関係機関等との相互の連携及び迅速かつ適切な対応ができるよう組織体制を強化するものとする。

3 市は、市立学校におけるいじめに係る相談体制の充実のため、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー等の配置に努めるものとする。

(財政的措置等)

第13条 市は、この条例の目的を達成するため、適切な財政的措置を講ずるものとする。

2 市長は、この条例の目的を達成するため、必要に応じて国及び滋賀県に対して適切な措置を講ずるよう要請するものとする。

(大津の子どもをいじめから守る委員会)

第14条 市は、相談等を受けたいじめ（いじめの疑いを認めた場合として相談等をされたものを含む。以下この条において同じ。）について、必要な調査、調整等を行うため、市長の附属機関として、大津の子どもをいじめから守る委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、市長の諮問に応じるほか、相談等のあったいじめについて、その事実確認及び解決を図るために必要な調査、審査又は関係者との調整（以下「調査等」という。）を行うものとする。

3 委員会は、必要に応じて市長に対し、再発防止及びいじめ問題の解決を図るための方策の提言等を行うことができる。

4 委員会は、特に必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

5 委員会は、市長の諮問に加えて、教育委員会からの協議に応じることができる。

(委員会の組織等)

第15条 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 臨床心理士等子どもの発達及び心理等についての専門的知識を有する者

(2) 学識経験を有する者

(3) 弁護士

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 前各項に定めるほか、委員会の組織等に関して必要な事項は、規則で定める。

(是正の要請)

第16条 市長は、委員会からの調査等の結果の報告を受け、当該報告を踏まえて必要があると認めるときは、関係者（調査等の結果により、いじめを行ったと認められる子どもを除く。）に対して是正の要請を行うことができる。

2 市長は、是正の要請をしたときは、その後の経過の確認を行い、その結果を委員会に報告するものとする。

3 是正の要請を受けた者は、これを尊重し、必要な措置を執るよう努めるものとする。

4 是正の要請を受けた者は、当該是正の要請に係る対応状況を市長に報告するよう努めるものとする。

5 前2項において、当該是正の要請を受けた者が、国又は滋賀県の所管に属する場合は、この限りでない。

(委員会への協力)

第17条 市立学校、保護者、市民、子ども及び事業者等は、委員会の調査等に協力するものとする。この場合において、子どもへの調査等の協力については、子どもに過度な

負担が生じないよう最大限配慮されなければならない。

(活動状況の報告及び公表)

第18条 委員会は、毎年の活動状況を市長に報告するものとする。

2 市長は、前項の規定による報告の内容を、市議会に報告し、及び市民に公表しなければならない。

3 市議会は、前項の規定による報告に加えて、必要があると認めるときは、市長に対して委員会の活動状況について報告を求めることができる。

4 市長は、前項の規定による報告を求められた場合は、委員会に対して第1項に規定する活動状況の報告のほか、必要な報告を求めるものとする。

5 市長は、必要と認めるときは、是正の要請及びその対応状況の内容を公表することができる。

(個人情報に対する取扱い)

第19条 市は、この条例の施行に当たって知り得た個人情報の保護及び取扱いに万全を期するものとし、当該個人情報をいじめの防止に関する業務の遂行以外に用いてはならない。

2 委員会の委員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 いじめに関する相談等に関係した者は、正当な理由なく、その際に知り得た個人情報を他人に漏らしてはならない。

(市立学校以外の学校への協力要請)

第20条 市長は、市立学校を除く学校の設置者又は管理者に対して、第5条及び第10条第3項に規定する市立学校に係る規定について、それぞれ実施されるよう協力を求めることができる。

2 委員会は、市立学校を除く学校の設置者又は管理者に対して、第17条に規定する市立学校に係る規定について、協力を求めることができる。

(委任)

第21条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、この条例の施行後2年を目途として、この条例の運用実績を検証し、及び子どもを取り巻く環境の変化等を勘案し、この条例の規定について検討し、その結果に基づいて条例の改正その他必要な措置を講ずるものとする。

大津市子どものいじめの防止に関する条例施行規則（平成25年規則・教育委員会規則第1号） ※様式は除く。

（趣旨）

第1条 この規則は、大津市子どものいじめの防止に関する条例（平成25年条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織体制）

第2条 市民部文化・青少年課いじめ対策推進室（以下「いじめ対策推進室」という。）は、教育委員会事務局学校安全推進室（以下「学校安全推進室」という。）との連携の下、条例に基づく本市のいじめの防止に係る総合的な調整、いじめに関する情報の一元管理等を担うものとする。

2 条例第11条に規定するいじめ（いじめの疑いを認めた場合を含む。以下同じ。）に関する相談等（以下「相談等」という。）への対応及び相談等のあったいじめに関する調査、審査又は関係者との調整（以下「調査等」という。）に関する事務を処理させるため、いじめ対策推進室に相談調査専門員を置く。

3 相談調査専門員は、前項に規定する事務に関し専門的な知識又は経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

4 相談調査専門員は、正当な理由なく、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（相談等の報告等）

第3条 職員（市立学校の職員を除く。）は、職務上においていじめを認知し、又はいじめの相談等を受けたときは、市長の補助機関にあつてはいじめ対策推進室に、教育委員会の補助機関にあつては学校安全推進室に、それぞれ直ちに報告するものとする。

2 市立学校の職員は、いじめを認知し、又はいじめの相談等を受けたときは、直ちに当該いじめに係る事実を把握し、及び子どもに対する必要な支援その他の措置を講じるとともに、学校安全推進室に速やかに報告するものとする。

3 学校安全推進室は、前2項の報告を受けたときは、速やかにいじめ対策推進室に報告するとともに、必要な措置を講じるものとする。

4 いじめ対策推進室は、いじめの相談等を受けたとき、又は第1項若しくは前項の報告があったときは、条例第14条第1項に規定する大津の子どもをいじめから守る委員会（以下「委員会」という。）に随時報告するものとする。

（身分証明書の携帯）

第4条 委員会の委員及び相談調査専門員は、調査等を行う場合には、委員にあつては様式第1号、相談調査専門員にあつては様式第2号による身分証明書を携帯し、関係者等に提示するものとする。

（委員会の組織）

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

（委員会の会議）

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員（委員長を含む。以下同じ。）の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 会議は、非公開とする。ただし、大津市情報公開条例（平成14年条例第14号）第7条各号に掲げる情報が含まれない事項について審議する場合において、委員長が認めたときは、会議を公開することができる。

（委員会の庶務）

第7条 委員会の庶務は、いじめ対策推進室において処理する。

（その他）

第8条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、市長及び教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 委員名簿

平成25年度 大津の子どもをいじめから守る委員会 委員名簿

弁護士（滋賀弁護士会）	あらかわ 荒川	ようこ 葉子
弁護士（大阪弁護士会）	いけたに 池谷	ひろゆき 博行
大阪大谷大学教授	さくらい 桜井	ち え こ 智恵子
大阪芸術大学教授・臨床心理士	にしばやし 西 林	こうざぶろう 幸三郎
和歌山大学教授	まつうら 松浦	よしみつ 善満

※役職は、平成25年度時点のものです。